

職業実践専門課程の基本情報について

学校名		設置認可年月日	校長名	所在地																
専門学校日本工科大学校		平成7年2月14日	矢部 幸文	〒678-8001 兵庫県姫路市兼田383-22 (電話) 079-246-5888																
設置者名		設立認可年月日	代表者名	所在地																
学校法人誠和学院		平成7年2月14日	中農 一也	〒678-8001 兵庫県姫路市兼田383-22 (電話) 079-246-5888																
分野	認定課程名	認定学科名		専門士	高度専門士															
工業	工業専門課程	建築職人マイスター専攻科		平成19年文部科学省 認定																
学科の目的	地域から建築職人(大工、左官)の技術者養成に強い要請があり、地域ニーズに対応すべく建築職人マイスター専攻科を開設し、高い技術と資格を持った人材を育成し、地域社会に貢献することを目的とする。																			
認定年月日	平成27年2月17日																			
修業年限	昼夜	全課程の修了に必要な 総授業時数又は総単位数		講義	演習	実習														
	2年	昼間	158単位	56単位	0	102単位														
生徒総定員	生徒実員		留学生数(生徒実員の内)	専任教員数	兼任教員数	総教員数														
	50人		22人	2人	2人	9人														
学期制度	■前期:4月6日～7月26日 ■後期:9月30日～1月31日			成績評価	■成績表: 有 ■成績評価の基準・方法 定期試験、提出課題、小テスト、レポート、受講態度、出席状況を総合して評価															
長期休み	■学年始:4月1日 ■夏季:7月27日～9月29日 ■冬季:12月25日～1月14日 ■学年末:2月1日～3月31日			卒業・進級条件	・全講義・実習時間の2/3以上出席 ・評価が60点以上															
学修支援等	■クラス担任制: 有 ■個別相談・指導等の対応 ・学期に1回以上の個人懇談の実施 ・さらに、長欠者や学力不振者に対しては三者面談の定期的な実施			課外活動	■課外活動の種類 ・町屋再生活動への参加 ・地域活動に専門技術を活かして参加 ■サークル活動: 無															
就職等の状況※2	■主な就職先・業界等(令和4年度卒業生) ・建設会社、工務店、大工関係企業、左官関係企業			主な学修成果(資格・検定等)※3	■国家資格・検定/その他・民間検定等 (令和4年度卒業生に関する令和5年5月1日時点の情報)															
	<table border="1"> <tr> <th>資格・検定名</th> <th>種</th> <th>受験者数</th> <th>合格者数</th> </tr> <tr> <td>大工技能士2級</td> <td>①</td> <td>14</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>左官技能士2級</td> <td>①</td> <td>6</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>2級建築施工管理技師</td> <td>①</td> <td>20</td> <td>5</td> </tr> </table>				資格・検定名	種	受験者数	合格者数	大工技能士2級	①	14	5	左官技能士2級	①	6	4	2級建築施工管理技師	①	20	5
資格・検定名	種	受験者数	合格者数																	
大工技能士2級	①	14	5																	
左官技能士2級	①	6	4																	
2級建築施工管理技師	①	20	5																	
中途退学の現状	■中途退学者 0名 ■中退率 0% 令和5年4月1日時点において、在学者37名(令和4年4月1日入学者を含む) 令和6年3月31日時点において、在学者34名(令和5年3月31日卒業者を含む) ■中途退学の主な理由 (例)学校生活への不適合・経済的問題・進路変更等 退学者なし ■中退防止・中退者支援のための取組 (例)カウンセリング・再入学・転科の実施等 ・個別面談 ・三者面談 ・基礎学力補充																			
経済的支援制度	■学校独自の奨学金・授業料等減免制度: <input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無 ※学費免除入試を行い、学力、リーダーシップ、向上心、コミュニケーション能力などの観点から授業料免除者を選考している。 ■専門実践教育訓練給付: 給付対象 <input checked="" type="checkbox"/> 非給付対象 <input type="checkbox"/> ※給付対象の場合、前年度の給付実績者数について任意記載																			
第三者による学校評価	■民間の評価機関等から第三者評価: <input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無 ※有の場合、例えば以下について任意記載 (評価団体、受審年月、評価結果又は評価結果を掲載したホームページURL)																			
当該学科のホームページURL	URL http://www.seigaku.ac.jp																			

(留意事項)

1. 公表年月日(※1)

最新の公表年月日です。なお、認定課程においては、認定後1か月以内に本様式を公表するとともに、認定の翌年度以降、毎年度7月末を基準日として最新の情報を反映した内容を公表することが求められています。初回認定の場合は、認定を受けた日以降の日付を記入し、前公表年月日は空欄としてください

2. 就職等の状況(※2)

「就職率」及び「卒業者に占める就職者の割合」については、「文部科学省における専修学校卒業生の「就職率」の取扱いについて(通知)(25文科生第596号)」に留意し、それぞれ、「大学・短期大学・高等専門学校及び専修学校卒業予定者の就職(内定)状況調査」又は「学校基本調査」における定義に従います。

- ①「大学・短期大学・高等専門学校及び専修学校卒業予定者の就職(内定)状況調査」における「就職率」の定義について
- ②「就職希望者」とは、卒業年度中に就職活動を行い、大学等卒業後速やかに就職することを希望する者をいい、卒業後の進路として「進学」「自営業」「家事手伝い」「留年」「資格取得」などを希望する者は含みません。
- ③「就職者」とは、正規の職員(雇用契約期間が1年以上の非正規の職員として就職した者を含む)として最終的に就職した者(企業等から採用通知などが出された者)をいいます。

※「就職(内定)状況調査」における調査対象の抽出のための母集団となる学生等は、卒業年度に在籍している学生等とします。ただし、卒業の見込みのない者、休学中の者、留学生、聴講生、科目等履修生、研究生及び夜間部、医学科、歯学科、獣医学科、大学院、専攻科、別科の学生は除きます。

- ①「学校基本調査」における「卒業者に占める就職者の割合」の定義について
- ②「卒業者に占める就職者の割合」とは、全卒業者数のうち就職者総数の占める割合をいいます。
- ③「就職」とは給料、賃金、報酬その他定期的な収入を得る仕事に就くことをいいます。自家・自営業に就いた者は含めるが、家事手伝い、臨時的な仕事に就いた者は就職者とはしません(就職したが就職先が不明の者は就職者として扱う)。
- ④上記のほか、「就職者数(関連分野)」は、「学校基本調査」における「関連分野に就職した者」を記載します。また、「その他」の欄は、関連分野へのアルバイト者数や進学・進級等について記載します。

3. 主な学修成果(※3)

認定課程において取得目標とする資格・検定等状況について記載するものです。①国家資格・検定のうち、修了と同時に取得可能なもの、②国家資格・検定のうち、修了と同時に受験資格を取得するもの、③その他(民間検定等)の種別区分とともに、名称、受験者数及び合格者数を記載します。自由記述欄には、各認定学科における代表的な学修成果(例えば、認定学科の学生・卒業生のコンテスト入賞状況等)について記載します。

1. 「専攻分野に関する企業、団体等(以下「企業等」という。)との連携体制を確保して、授業科目の開設その他の教育課程の編成を行っていること。」関係

(1)教育課程の編成(授業科目の開設や授業内容・方法の改善・工夫等を含む。)における企業等との連携に関する基本方針

当校が目指す「即戦力と人間力」を備えた人材育成を実現させるため、企業や業界から必要とされる技術や知識について助言を受けるとともに、企業人を社会人特別講師として招聘したり、積極的に企業と連携した実習を推進するなど、実践的な教育の構築に努めている。

(2)教育課程編成委員会等の位置付け

※教育課程の編成に関する意思決定の過程を明記

教育課程編成委員会での助言・提案事項は、次年度、または次学期の教育課程の編成に反映させるとともに、必要に応じて企業・業界から特別講義・実習として直接学生の指導を願う場を構成する。

・委員会での意見聴取→教育課程の修正を学部内で協議→決裁→実施

(3)教育課程編成委員会等の全委員の名簿

令和6年7月1日現在

名前	所属	任期	種別
長谷川 武義	姫路建設組合 組合長	令和4年4月1日～令和6年3月31日(2年)	①
竹内 武夫	播磨左官組合	同上	③
井上 雅仁	井上晴登建設 代表取締役	同上	③
片山 俊行	日本工科大学校 理事長補佐	同上	
森本 徹之	日本工科大学校 建設学部長	同上	

(4)教育課程編成委員会等の年間開催数及び開催時期

(年間の開催数及び開催時期)

年2回 (2月)

(開催日時(計画))

第1回 令和7年2月15日 14:00～16:00

第2回 令和7年2月16日 14:00～16:00

(5)教育課程の編成への教育課程編成委員会等の意見の活用状況

※カリキュラムの改善案や今後の検討課題等を具体的に明記。

①これまでの活用状況

インターンシップの事前・事後指導の在り方や評価について、意見を聴取し、充実させるための改善を進めた。

②今後の計画

企業ニーズと当校のカリキュラムとの間にずれがないかを検証し、大工や左官に必要な教育内容を見直していく。

2. 「企業等と連携して、実習、実技、実験又は演習(以下「実習・演習等」という。)の授業を行っていること。」関係

(1)実習・演習等における企業等との連携に関する基本方針

企業インターンシップや企業人による特別実習を通じて、仕事の実際や本物の技術に触れさせるなどの取組を進め、建設業界が必要とする「即戦力と人間力」を育成する。

(2)教育課程編成委員会等の位置付け

※教育課程の編成に関する意思決定の過程を明記

①教育課程編成委員会から設定したテーマについての意見を聴取する。

②学部の検討委員会で次年度のカリキュラムにどのように反映させるかを検討する。

③また反映させるカリキュラムの指導を企業に依頼するか、教員が指導するかを検討する。

④各学科でシラバスに反映させ、学生にシラバスを配付するとともに、ホームページに掲載する。

(3)具体的な連携の例 ※教科数については代表的な5科目について記載。

科目名	科目概要	連携企業等
技能実習Ⅲ及びⅣ (大工コース)	伝統構法や在来軸組構法及び近代の建築構法について体験的に理解を深め、各施工工程での各工事の役割、分担、絡みなどの実際の作業工程を学ぶ。	井上晴登建設
夏期インターンシップ Ⅰ (大工コース)	現場管理及び施工業務全般についての専門知識の深化を図るとともに、職業への理解と意識を高める。	兵庫県建設業協会 前川建設
夏期インターンシップ Ⅱ (大工コース)	木造建築設物の構造の理解と匠の技を学び、その技術を継承しようとする態度と建築職人としての心得を養う。	兵庫土建組合神崎分会

技能実習Ⅱ及びⅣ (左官コース)	土間、壁、役物などの左官仕事を体験的に理解を深めるとともに、匠の技を学び、その技術を継承しようとする態度と建築職人としての心得を養う。	藤木工業
技能実習Ⅰ及びⅢ (左官コース)	ブロック建築技能士実技練習に取り組む過程で、ブロック建設の様々な技能を習得する。	久保田セメント 山脇組

3. 「企業等と連携して、教員に対し、専攻分野における実務に関する研修を組織的に行っていること。」関係

(1) 推薦学科の教員に対する研修・研究(以下「研修等」という。)の基本方針
教員に対する研修は、職務に係る知識及び技能の向上のみならず、教育者としての資質の向上も目的とする。特に建築職人の匠の技を受け継ぐ技術者は年々減少しており、大工や左官の伝統構法の継承が大切であることをアピールできる能力を育成することを目的とする。

(2) 研修等の実績

① 専攻分野における実務に関する研修等

研修名「令和6年度ものづくり兵庫技能競技大会」(連携企業等:兵庫県職業能力開発協会)

対象:ものづくり関係者

内容:若者のものづくり離れ・技能離れが見られる中、若者が進んで技能者を目指す環境の整備や、産業の基盤となる高度な技能を有する技能者の育成を図る。(場所:兵庫県立ものづくり大学校)

② 指導力の修得・向上のための研修等

研修名「第69回教職員教養講習会」(連携企業等:兵庫県専修学校各種学校連合会)

対象:経験の浅い教職員

内容:生徒指導等(場所:兵庫県民会館)

(3) 研修等の計画

① 専攻分野における実務に関する研修等

研修名「令和6年度ものづくり兵庫技能競技大会」(連携企業等:兵庫県職業能力開発協会) 期間:令和6年11月未定

対象:ものづくり関係者

内容:若者のものづくり離れ・技能離れが見られる中、若者が進んで技能者を目指す環境の整備や、産業の基盤となる高度な技能を有する技能者の育成を図る。(場所:兵庫県立ものづくり大学校)

② 指導力の修得・向上のための研修等

研修名「第70回教職員教養講習会」(連携企業等:兵庫県専修学校各種学校連合会)

対象:経験の浅い教職員

内容:生徒指導等(場所:兵庫県民会館)

4. 「学校教育法施行規則第189条において準用する同規則第67条に定める評価を行い、その結果を公表していること。また、評価を行うに当たっては、当該専修学校の関係者として企業等の役員又は職員を参画させていること。」関係

(1) 学校関係者評価の基本方針

「専修学校における学校評価ガイドライン」に基づく学校自己評価と学校関係者評価委員会の意見を踏まえ、学校運営や教育活動の改善を図っていく。学校自己評価にあたっては、学生アンケートを実施し、学生の視点からの改善も進めていく。これらの評価結果や意見は、ホームページで公表する。

(2) 「専修学校における学校評価ガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの評価項目	学校が設定する評価項目
(1) 教育理念・目標	学校の理念、教育目標、人材育成像、将来構想
(2) 学校運営	経営方針、事業計画、教職員組織、環境整備、業務改善、学校評価、
(3) 教育活動	教育課程、学修時間、指導の工夫改善、企業連携、授業評価、達成
(4) 学修成果	就職率、資格取得、社会人スキル・マナー育成、卒業後の活躍状況
(5) 学生支援	補充授業、進路指導、学生相談、経済的支援、問題行動防止、保護
(6) 教育環境	教室整備、実習等整備、情報機器整備、駐車場・駐輪場整備、学生寮
(7) 学生の受入れ募集	募集方法、教員との連携、Web戦略、広報方法、高専連携
(8) 財務	財務内容
(9) 法令等の遵守	設置基準の遵守、個人情報取扱、ハラスメント、規範意識
(10) 社会貢献・地域貢献	地域貢献事業の推進、社会貢献事業の推進、ボランティア活動の奨
(11) 国際交流	留学生の受入体制、留学生への適切な指導

※(10)及び(11)については任意記載。

(3) 学校関係者評価結果の活用状況

学校自己評価結果並びに学校関係者評価委員会の意見を踏まえ、毎年「学校改善アクションプラン」を策定し具体的な改善行動を促進するとともに、定期的に進捗状況をチェックするなどPDCAサイクルにより改善を進めていく。

(4) 学校関係者評価委員会の全委員の名簿

令和4年7月1日現在

名前	所属	任期	種別
三木健義	兵庫県建設業協会 姫路支部長	令和5年4月1日～ 令和7年3月31日	企業関係者
立脇寛基	兵庫県自動車整備振興会 姫路事務所長	令和5年4月1日～ 令和7年3月31日	企業関係者
大塚貴司	タックプロジェクト 代表	令和5年4月1日～ 令和7年3月31日	教育関係者
臼井研二	兵庫県立北条高等学校 校長	令和5年4月1日～ 令和7年3月31日	教育関係者
上月通夫	兵庫県立尼崎工業高校 校長	令和5年4月1日～ 令和7年3月31日	卒業生代表
田中通子	保護者代表(建設)	令和5年4月1日～ 令和7年3月31日	卒業生代表
竹内清	保護者代表(車体自動車)	令和5年4月1日～ 令和7年3月31日	卒業生代表
北詰央始	卒業生代表(建設)	令和5年4月1日～ 令和7年3月31日	保護者代表

※委員の種別の欄には、学校関係者評価委員として選出された理由となる属性を記載すること。

(例)企業等委員、PTA、卒業生等

(5) 学校関係者評価結果の公表方法・公表時期

・公表方法:学校ホームページに掲載

・公表時期:毎年、6月末

5. 「企業等との連携及び協力の推進に資するため、企業等に対し、当該専修学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を提供していること。」関係

(1) 企業等の学校関係者に対する情報提供の基本方針

企業や業界と連携・協力して教育活動の改善を進めたり、社会全体の信頼を得たりするため、教育活動の現状や課題、教育組織、教材の研究開発の推進状況などを積極的に情報発信していく。

(2) 「専門学校における情報提供等への取組に関するガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの項目	学校が設定する項目
(1) 学校の概要、目標及び計画	教育目標、学校の特色、沿革、学科定員
(2) 各学科等の教育	学科の特色、履修科目、カリキュラム、進級・卒業要件、資格取得
(3) 教職員	研究活動(次世代自動車、デュアル教育、Society5.0エンジニア)
(4) キャリア教育・実践的職業教育	インターンシップ、企業講師による指導、実習、教育課程編成委員会
(5) 様々な教育活動・教育環境	学校行事、地域貢献事業
(6) 学生の生活支援	学生相談、学生寮
(7) 学生納付金・修学支援	学費、奨学金、学費免除
(8) 学校の財務	収支計算書
(9) 学校評価	学校自己評価、学生アンケート、学校関係者評価
(10) 国際連携の状況	留学生の支援、日本文化理解
(11) その他	学則

※(10)及び(11)については任意記載。

(3) 情報提供方法

ホームページ、パンフレット